

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第12号

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法第10条第3項</u>（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微なものは、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p>4 <u>法第10条第3項</u>の規定に基づき補正をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の準用)</p> <p>第14条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、法第28条第1項の規定による作成及び備置き、同条第2項の規定による備置き並びに同条第3項の規定による閲覧、法第35条第1項の規定による作成及び備置き、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、法第52条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、法第54条第1項</p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法第10条第4項</u>（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微なものは、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p>4 <u>法第10条第4項</u>の規定に基づき補正をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の準用)</p> <p>第14条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、法第28条第1項の規定による作成及び備置き、同条第2項の規定による備置き並びに同条第3項の規定による閲覧、法第35条第1項の規定による作成及び備置き、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、<u>法第52条第4項及び第5項</u>（<u>これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。</u>）の規定に</p>

（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに法第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について準用する。この場合において、同条例の規定中「条例等」とあり、及び「他の条例等」とあるのは「法」と、同条例第2条第2号中「条例及び条例に基づく規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）」とあるのは「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」と読み替えるものとする。

による閲覧、法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに法第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について準用する。この場合において、同条例の規定中「条例等」とあり、及び「他の条例等」とあるのは「法」と、同条例第2条第2号中「条例及び条例に基づく規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）」とあるのは「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。